

総務常任委員会次第

令和2年5月7日（木） 11時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事（総務局関係）

(1) 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第54号 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 松永 財務担当課長

議案第55号 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
制定のこと

※ 資料参照 …………… 河野 給与・厚生担当課長

(2) 報告事項（1件）

ア 新型コロナウイルスによる感染拡大予防策について

※ 資料参照 …………… 田辺税務室長兼納税課長

(3) その他

3 閉 会

以 上

議案第54号関連資料

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例(案)の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に要する経費に充てるため、新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例の概要

(1) 基金の積立額についての規定(第2条関係)

市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、用途を限定しない新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額、一般会計歳入歳出予算をもって定める積立額を、基金に積み立てる。

(2) 基金の処分について規定(第4条関係)

基金は、設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(3) その他基金について必要な事項を規定

3 施行予定期日

公布の日

4 基金の用途

市が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として、主に以下の内容に活用する。

- (1) 感染拡大の防止に要する費用
- (2) 医療体制の充実に要する費用
- (3) 市民生活の支援に要する費用

議案第55号関連資料

明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所の消毒業務、新型コロナウイルス感染症の患者の救急搬送業務等に従事した職員に対して、感染症防疫業務等手当を支給できるようにすることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

国では、人事院規則を一部改正し、下表の業務に従事する職員に特殊勤務手当(防疫等作業手当)を支給することとしており、本市の感染症防疫業務等手当についても、国の取り扱いに準じ、対象業務及び支給額を改正します。

区分	国の取り扱い	明石市(新設)
支給額	3,000円/日 ※陽性患者の身体に直接接触、又は長時間にわたり接する場合は4,000円/日	国どおりの3,000円/日 ※市民病院や救急搬送業務等において、陽性患者に医療行為を行う場合は4,000円/日
対象業務	新型コロナウイルス対策に係る下記場所における業務 【業務場所】 ・感染症流行地から発航する航空機、陽性患者がいる船舶、宿泊施設等 【業務内容】 ・上記場所の乗客、宿泊客等(以下「対象者」と接する業務 ・対象者の使用物の処理 ・施設内の長時間の情報収集	新型コロナウイルス感染症の陽性患者と接する業務 【業務内容】 ・搬送業務(自動車運転手及び添乗する保健師等) ・訪問、面談等の直接対応する業務(保健師等) ・救急搬送業務等(消防職) ※業務内容は規則に規定します。

※ 感染症防疫業務等手当(300円/日)についても、国と同様に新型コロナウイルスの消毒作業(救急車の消毒を含む)についても支給できるよう改正します。

3 施行期日

公布の日から施行し、2020年(令和2年)4月1日に遡及して適用します。

総務常任委員会資料
2020年(令和2年)5月7日
総務局 税務室 市民税課

新型コロナウイルスによる感染拡大予防策について

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言期間が延長され、不要不急の外出を控える方針が打ち出されるなか、生活や事業の維持に必要な融資の申請件数が増加し、これに伴い、住民票や税証明等の交付申請件数の増加が見込まれます。

市民が、新型コロナウイルスに感染するリスクを少しでも低下させるため、以下の対策を行います。

1 目的

新型コロナウイルスに関連した住民票や税証明の発行手数料及び郵送請求時の郵送料を無料とすることで、郵送交付を可能とし、市民の不安を払拭しつつ、生活や事業の再建を支援します。

2 対象とする証明書

- (1) 市民課：住民票の写し、印鑑登録証明書
- (2) 市民税課：所得証明書、納税証明書、市税完納証明書、固定資産証明書
※各手数料1通300円

3 支援策

証明書等の発行手数料及び返信郵送料の無料化

緊急事態宣言が出された期間について、生活維持のための融資の手続きに必要な証明書について、発行手数料を減免(無料化)することで、郵送交付を可能とし来庁を不要とします。また、公平性の観点から、窓口請求分についても無料とします。

※上記(1)(2)の対応からは八土業、債権者、法人を除く。

4 実施期間

- (1) 郵送請求分：令和2年5月1日～緊急事態宣言期間まで
(緊急事態宣言期間の消印まで有効)
- (2) 窓口請求分：令和2年5月7日～緊急事態宣言期間まで

5 その他

市民課関連につきましては、別途生活文化常任委員会でも報告をしております。